

放課後児童支援員 都道府県等認定資格研修

担当科目のポイントと留意点

- * 都道府県等認定資格研修⇒認定資格研修
- * 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準⇒設備運営基準
- * 放課後児童クラブ運営指針⇒運営指針
- * 放課後児童クラブ運営指針解説書⇒解説書

都道府県等認定資格研修の役割と「研修の質」

(1) 放課後児童健全育成事業の「質」

- ① 国が定める事業の「質」
 - ・「方向性の質」 国が定める事業の対象や目的(児童福祉法)
 - ・「構造の質」 事業の質を保障するのに必要な全般的な仕組み。
法律や規則、省令、指針、通知や予算、職員の規定や養成などによって構成される。
- ② 実際の運営や育成支援の「質」
 - ・「実施運営の質」 市(区)町村の条例で定める基準(最低基準)のもとで行われる運営の質。
 - ・「プロセス(過程)の質」 放課後児童クラブで行なわれる育成支援の質。

(2) 認定資格研修の役割

- ① 都道府県認定資格研修には、「国がめざす事業の質(「構造の質」)」を共通認識とすることによって、放課後児童クラブにおいて育成支援に携わる者を放課後児童支援員と認定する役割があります。
- ② 現任研修は、主に「実際の運営や育成支援の内容の質(「実施運営の質」「過程の質」)」の維持・向上を目的に行うものです。

①と②は、事業の質を支え合い補い合う関係にあります。

認定資格研修の科目の質と講師要件

(1) 認定資格研修の科目は、設備運営基準と運営指針に基づいて構成されています。

研修の質を確保するために、認定資格研修の教材として放課後児童クラブ運営指針＋運営指針解説書の使用を必須とするよう定められています。

(2) 講義の「ねらい」「ポイント」「主な内容」は、「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に示されています。

【ねらい】受講する人がその科目で学ぶことを要約しています。

【ポイント】講師が講義を行う際の講義目的と、講義の対象となる法令・設備運営基準、運営指針等を示しています。

【主な内容】その科目の【ねらい】【ポイント】に沿った講義内容を要約した項目を示しています。

(3) この講義は、科目②⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の講師のうち、次の項目に該当する方を主な対象に行われます。

- ・「放課後児童クラブにおいて、一定の知識・経験を有すると認められる放課後児童支援員（放課後児童指導員）」
- ・「児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者」

3

運営指針と解説書

(1) 解説書の記述の特徴

解説書序章4(1)(P.15～16)を参照してください。

(2) 解説書における法令・通知等の紹介

- ・解説書では、放課後児童健全育成事業が運営主体の別なく、すべて児童福祉法に基づく事業として行われることを明確にして、準拠すべき法令・通知を示しています。
- ・その際、放課後児童クラブが自主事業として運営されてきた期間が長くあったことを考慮して、法令・通知等に準拠した運営が図られるよう、関連するものはできるだけ紹介しています。また、掲載した関連法令・通知等は、その全文を入手しやすいよう出典を明示し、主な関連場所の原文を例示してあります。

4

掲載箇所	関連法令、通知等	P
第1章	児童福祉法(平成22年法律第164号)より<第1条、第2条、第3条>	22
	児童の権利に関する条約(平成6年条約2号)より<第2条、第3条、第12条>	23
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より<第75条>	31
第3章	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より<第2条、第3条、第4条>	72
	アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)より<第9条>	78
	アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針(平成29年3月21日厚労省告示第76号)より	78
	児童の権利に関する条約(平成6年条約2号)より<第23条>	86
	障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)より<第7条、第19条、第24条>	87
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)より<第1条、第8条>	89
	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)より<第7条、第8条、第9条>	96
	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)より<第30条>	101
	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)より<第5条、第6条>	103
	児童福祉法25条の2(平成29年4月1日より施行分)	107
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)より<第2条>	110
	「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供にかかる保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)より	111

5

掲載箇所	関連法令、通知等	P
第4章	「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)より<1、2>	135
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より<第76条、第77条>	137
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より<第78条>	142
第5章	「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日30)文科生第396号・子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	155
	「児童館ガイドラインの改正について」(平成30年10月1日子発1001第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知)	158
第6章	特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日 府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長通知)	172
第7章	児童福祉法(昭和22年法律第164号)より<第33条の10>(一部は平成29年4月1日から施行)	188

6

科目1-②

放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

【ねらい】

- 放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。
- 放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。

【ポイント】

主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。

【主な内容】(詳しくは通知本文を参照ください)

- 放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
- 放課後児童クラブの社会的責任
- 放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識

【研修教材の参照ページなど】

- 児童福祉法第33条の10、児童の権利に関する条約第19条
- 研修教材:P29～36

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 児童福祉法及び、設備運営基準、運営指針に基づく放課後児童健全育成事業についての理解
- 放課後児童クラブの社会的責任と権利擁護の関係の理解
- 「法と倫理の関係」「職業倫理・職場倫理・運営主体の法令遵守」の理解
- 科目1-③の内容を把握する(「主な内容」の「放課後児童クラブに関する放課後関連施策」等)

7

科目1-② 解説書の参考ページ

主な内容

- 放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容

【基準】第5条1:208／第11・12・16・17条:210

【解説書】第1章3(4):29～33

○放課後児童クラブの社会的責任

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容
- ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ

【基準】第5条2・3:208～209／第8条:209

【解説書】第1章3(4):29～33

○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防

- ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解
- ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容

「児童福祉法第33条の10・11・12」:188～189

【基準】第12条:211

(参考)児童の権利に関する条約第19条1項

○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識

- ・今日の子ども家庭福祉と子どもの権利
- ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等

【解説書】第4章5(2):140～143／第7章1:183～192

*「科目1-③」を参照のこと。

8

科目3ー⑧

放課後児童クラブに通う子どもの育成支援

【ねらい】

- 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。
- 子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。
- 育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。

【主な内容】

- 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- 育成支援の内容
- 育成支援における記録及び職場内での事例検討

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材:P72～79

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 科目6ー⑮と連携して準備を進める
- 運営指針で使用されている「育成支援」の用語の意味を理解する(解説書P16)
- 第3章内の「コラム(P62,66,68,70,81,117)」「参考情報(P90,99,104,122)」を活用する
- 記録と事例検討が「育成支援に含まれる仕事内容」であることを理解する(運営指針第3章5)

9

科目3ー⑧ 解説書の参考ページ

主な内容

- 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方
- ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項

【解説書】第1章3(1):26～27/(2):27～28/第2章:34～55

○育成支援の内容

- ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容
- ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応

【解説書】第3章1(1):56～57/(2):57/(3):57～58

【解説書】第3章1(4):58～84(①59～61/②61～63/③64～65/④65～67/⑤67～75
/⑥75～76/⑦76～79/⑧80～83/⑨83～84

○育成支援における記録及び職場内での事例検討

- ・育成支援における記録の必要性
- ・職場内での情報共有と事例検討の必要性

【解説書】第3章5(1):122～125/第7章3(1):198～203

10

科目3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援

【ねらい】

- 子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。
- 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。
- 子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 子どもの遊びと発達
- 子どもの遊びと仲間関係
- 子どもの遊びと環境
- 子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材：P80～86

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 運営指針第2章及び第3章1(4)、第6章1における子どもの遊びについての記述を活用する
- 解説書第3章内の「コラム(P68～69:遊びの場面でのかかわりの工夫)」を活用する
- 放課後児童クラブの環境の多様さ(「遊び等の活動拠点」の現状)を把握したうえで、運営指針第6章1の記述に則した講義準備をする

11

科目3-⑨ 解説書の参考ページ

主な内容

- 子どもの遊びと発達
 - ・子どもの生活における遊びの大切さ
 - ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり

【解説書】第2章4:46～48

○子どもの遊びと仲間関係

- ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解
- ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性

【解説書】第3章1(4)⑤:67～75

○子どもの遊びと環境

- ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解
- ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることへの大切さ

【解説書】第3章1(4)③:64～65／第6章1:159～163

○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり

- ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりへの必要性
- ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切に育て支援を行うことへの必要性

【解説書】第2章5:49～55

12

科目3-⑩ 障害のある子どもの育成支援

【ねらい】

- 障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。
- 障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。
- 専門機関等との連携のあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 障害のある子どもの育成支援
- 障害のある子どもの保護者との連携
- 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解
- 専門機関等との連携

【研修教材の参照ページなど】

- 障害者基本法及び関連する法令／障害者の権利に関する条約
- 研修教材：P87～92

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 障害者の権利条約と国内法、関連施策を学習しておく
- 可能な範囲で域内市(区)町村の障害のある子どもの受け入れ状況を把握しておく
- 「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省調べ)の内容を把握しておく

13

科目3-⑩ 解説書の参考ページ

主な内容

- 障害のある子どもの育成支援
 - ・障害のある子どもの受入れの考え方
 - ・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること

【解説書】第3章2(1)：85～94／(2)：95～101

- 障害のある子どもの保護者との連携
 - ・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ
 - ・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見直しをつくることの必要性

【解説書】第3章2(1)：85～94／第3章3(2)：95～101

- 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解
 - ・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性
 - ・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ

【解説書】第3章2(2)：95～101／(3)：102～103

- 専門機関等との連携
 - ・放課後等デイサービス事業所、児童発達支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見直しを持つことの大切さ
 - ・専門機関等と連携する際の配慮事項

【解説書】第3章2(2)：95～101／第5章1(2)：148

(参考)障害者の権利に関する条約(2014年1月20日批准)以後の国内法及び「科目2-⑥」の内容を参照

14

科目4ー⑪ 保護者との連携・協力と相談支援

【ねらい】

- 保護者との連携のあり方について理解している。
- 保護者組織との連携のあり方について理解している。
- 保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。

【主な内容】

- 保護者との連携
- 保護者組織との連携
- 保護者からの相談への対応

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材：P93～97

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 放課後児童クラブの基準にする検討委員会報告(H25/12/25)を理解しておく(主に1<1>2<2>)
- 「保護者との連携」における「連携」(互いに連絡を取り、協力し合って物事を行うこと)の内容を運営指針に基づいて把握する
- 「保護者組織との連携」については多様な現状を包含している運営指針の記述(第3章4<3>)を理解しておく

15

科目4ー⑪ 解説書の参考ページ

主な内容

- 保護者との連携
 - ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性
 - ・保護者への連絡の際に配慮すること

【基準】第19条：212

【解説書】第1章3(2)：2～28／第3章1(4)⑨：83～84／第3章4(1)：115～119
／第3章5(1)：122～125

- 保護者組織との連携
 - ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性
 - ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性

【解説書】第3章4(3)：121

○保護者からの相談への対応

- ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性
- ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること

【解説書】第3章4(2)：119～120

16

科目4ー⑫ 学校・地域との連携

【ねらい】

- 学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。

【主な内容】

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域住民や関係機関等との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材:P98～103 / 「新・放課後子ども総合プラン」について P186～191

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 【主な内容】の項目が、それぞれ独立した項目であることに留意して時間配分する
- 「学校との連携」については、「子どもの生活の連続性」と「情報交換や情報共有」の双方に留意して準備する
- 「4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ」では「新・放課後子ども総合プラン」「児童館ガイドライン(平成30年改正)」を活用する

17

科目4ー⑫ 解説書の参考ページ

主な内容

1. 学校との連携

- 子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性
- 学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること

【基準】第5条3項:208 / 第20条:212

【解説書】第1章3(2):27～28 / 第5章1:147～149

2. 保育所、幼稚園等との連携

- 子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性
- 子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること

【解説書】第5章2:150～151

3. 地域住民や関係機関等との連携

- 子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性
- 子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携

【解説書】第5章3:152～153

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営
- 児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営

【解説書】第5章4:154～156

18

科目5ー⑬ 子どもの生活面における対応

【ねらい】

- 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。
- 子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。
- 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。

【主な内容】

- 子どもの健康管理及び情緒の安定
- 子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携
- 衛生管理と衛生指導
- 食物アレルギーのある子ども等への対応

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材：P104～110
- アレルギー疾患対策基本法及び関係通知（[解説書]P78～79参照）

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 【主な内容】に育成支援の内容と食物アレルギー等に関する専門的な内容が含まれていることを理解する
- 育成支援の内容の講義では解説書第3章のコラム(P62、P66)を活用する
- 感染症対策については厚生労働省及び各都道府県の資料による

19

科目5ー⑬ 解説書の参考ページ

主な内容

- 子どもの健康管理及び情緒の安定
 - ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性
 - ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮

【解説書】第3章(4)②：61～63

- 子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携
 - ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性
 - ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携

【基準】第20条：212

【解説書】第3章1(4)⑨：83～84／第6章2(2)：171～174

○衛生管理と衛生指導

- ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導
- ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導

【解説書】第3章1(4)⑦：76～79／第6章1：159～163／第6章2(1)：164～167

○食物アレルギーのある子ども等への対応

- ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応
- ・救急時(アナフィラキシー、誤飲事故等)対応の知識

【解説書】第3章1(4)⑦：76～79／第6章2(2)：169～171

*アレルギー疾患対策基本法(平成26年)、関連法令通知など：78～79

20

科目5-⑭ 安全対策・緊急時対応

【ねらい】

- 安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。
- 安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童クラブにおける子どもの安全
- 安全対策及び緊急時対応の内容
- 安全対策及び緊急時対応の留意事項

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材:P111～117

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 設備運営基準、運営指針の中での該当項目が多いので時間配分を工夫する
- 安全対策・緊急時対応については、市町村のマニュアル等の整備が進んでいるので、収集して活用する
- 運営指針第1章3(1)の「～安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく～」について基礎的な事項を学習して講義に臨む(スライドP23参照)

21

科目5-⑭ 解説書の参考ページ

主な内容

- 放課後児童クラブにおける子どもの安全
- ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方
- ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性

【基準】第5条5・第6条:208～209／第13条・14条:211

【解説書】第1章3(1):26～27／第3章1(4)⑧:80～83／第6章2(2)167～176

○安全対策及び緊急時対応の内容

- ・事故やけがの防止と発生時の対応
- ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容

【基準】第21条:212～213

【解説書】第6章2(2)(3):167～181

○安全対策及び緊急時対応の認定資格研修講義を準備する際の留意事項

- ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性
- ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性

【解説書】第6章2(3)(4):176～182

22

科目5-⑭ 補足

「～安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていく～」 (第1章総則3<1>放課後児童クラブにおける育成支援)について

放課後児童クラブ運営指針による説明(第3章1<4>⑧)

- ①子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う
- ②子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

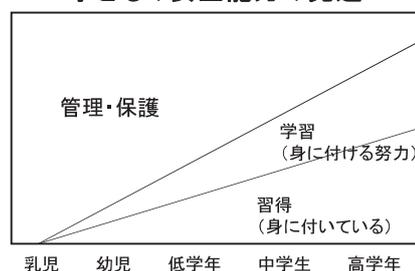
○子どもの安全は、「子ども自身の安全能力(身体の感覚の能力、すでに習得し身に付けている能力等)」「学習や訓練(身に付けつつある安全知識と技術)」「大人による保護と管理(社会のシステム・環境整備等を含む)」の組み合わせによって守られます。

○子どもは、年齢や発達段階によって身体の大きさや体力だけでなく危険の予測や事故の回避などの安全に関する能力が大きく異なるため、年齢や発達段階に応じた配慮や援助が求められます。

(図「子どもの安全能力の発達」参照)

○「遊びと生活についての安全点検と環境整備」に関しては、解説書コラム「遊びにおけるリスクとハザード」を参照してください。

子どもの安全能力の発達



23

科目6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容

【ねらい】

- 放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。
- 放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。

また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童支援員の仕事内容
- 放課後児童支援員に求められる資質及び技能
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方
- 放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材:P118～125

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 科目1-②・科目3-⑧の内容を活用する際、それぞれの講義との連続性を考慮する
- 【主な内容】の全てについて運営指針第7章3の活用を工夫する
- 【ねらい】の「放課後児童支援員の育成支援以外の職務」については解説書P126～128(運営指針第3章5)参照

24

科目6-⑮ 解説書の参考ページ

主な内容

- 放課後児童支援員の仕事内容
 - ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割
 - ・育成支援を支える職務の内容

【解説書】第1章3:26～33／第3章全体、特に5(1)(2):122～128／第4章1:129～131

- 放課後児童支援員に求められる資質及び技能
 - ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容
 - ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性

【解説書】第1章3(3)(4):28～29／第7章3(2):199～201

- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方
 - ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築
 - ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成

【基準】第12条・16条:211～212
【解説書】第7章1(1):183～185／第7章3(1):198

- 放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理
 - ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任
 - ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み

【基準】第12条・16条1:211～212
【解説書】第7章1(1):183～185

25

科目6-⑯

放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

【ねらい】

- 放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。
- 要望及び苦情への対応のあり方について理解している。
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。

【ポイント】

主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。

また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。

【主な内容】

- 放課後児童クラブの運営管理
- 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
- 運営内容の自己評価と公表
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)

【研修教材の参照ページなど】

- 研修教材:P126～134

【認定資格研修講義を準備する際の留意事項】

- 本研修(「認定資格研修講師養成研修」)の講義内容を活用する
- 児童福祉事業と放課後児童クラブの法令遵守に関する歴史的経緯を把握しておく
- 運営主体の法令遵守と放課後児童支援員の職業倫理の関係について学んでおく

26

科目6-⑯ 解説書の参考ページ

主な内容

- 放課後児童クラブの運営管理
 - ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容
 - ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開

【基準】第14条・15条：211

【解説書】第4章6・7：144～146

- 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み

- ・利用に当たっての認定資格研修講義を準備する際の留意事項の明確化や公平性に関する説明責任
- ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び認定資格研修講義を準備する際の留意事項

【基準】17条：212

【解説書】第1章3(4)⑥：33／第4章4：134～139／第7章2：193～197

- 運営内容の自己評価と公表

- ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性
- ・事業運営の自己評価と公表の必要性

【基準】第5条4：208

【解説書】第1章3(4)④：31／第7章3(3)：201～203

- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)

- ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任
- ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守

【基準】第5条2：208／第11条：210／第12・16条：211～212

【解説書】第1章3(4)①：29～30／⑤：32～33／第4章5(2)：140～142

27

補足資料

担当科目の講義を準備する際に役立つ新たな法令・通知等の主なものを紹介します。

【主に、科目1-②、3-⑧、6-⑮、6-⑯】

- 体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に～
厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」とりまとめ(令和2年2月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

- 体罰等によらない子育てを広げよう！(2020年4月から法律が変わります！)
厚生労働省作成パンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/pamphlet.pdf>

- 性犯罪・性暴力対策の強化の方針
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定(令和2年6月11日)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html
(主に、「教育・啓発活動を通じた社会の意識の改革と暴力予防⑮～⑳」参照)

【主に、科目6-⑮、6-⑯】

- 放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて
厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知(令和3年3月29日)
http://shakyo-hyouka.net/guideline/tsuuchi_20210329.pdf

ガイドライン本文は、「全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業」のページ参照

■放課後児童健全育成事業(令和3年3月29日)」

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

- ・なお、この中の「第三者評価内容評価基準における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」の「評価の着眼点」は、運営内容の自己評価を実施する際の参考になります。

28